

○宮崎大学農学部食糧資源評価開発研究センター規程

〔平成 27 年 6 月 16 日
制 定〕

改正 平成 28 年 3 月 25 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学農学部に、宮崎大学農学部食糧資源評価開発研究センター（以下「食糧評価センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 食糧評価センターは、食の安全・安心に資するため、農作物の技術的課題の解決、遺伝子組換え作物等の評価システムの確立及びハラール食品等の評価・認証並びに当該分野における専門的知識を有した人材育成の拠点とすることを目的とする。

(任務)

第 3 条 食糧評価センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 農作物の安全性評価に関する事項
- (2) 遺伝子組換え作物・飼料・食品の安全性の評価に関する事項
- (3) 加工食品の評価に関する事項
- (4) 機能性食品の評価に関する事項
- (5) ハラール食品の評価と認証
- (6) その他、食糧評価センターの管理、運営、資金および広報に関する事項

(組織)

第 4 条 食糧評価センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 室員

(センター長)

第 5 条 センター長は、学部長が指名する教授をもって充てる。

- 2 センター長は、食糧評価センターの業務を総括する。
- 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長が室員の中から指名する教員をもって充てる。

- 2 副センター長はセンター長を補佐し、食糧評価センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は前任者の残任期間とする。

(室員)

第7条 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学部長が指名する教員 若干名
- (2) センター長が指名する教員 若干名
- (3) 事務長が指名する事務職員 若干名

2 室員は、食糧評価センターの業務を処理する。

3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 食糧評価センターの事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、食糧評価センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年6月16日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される第4条各号の職員の任期は、第5条第3項、第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。